

部会に加入しよう

課外活動は、学部や学年の枠を超え多くの友人をつくるなど、集団生活を通して協調性・自主性・判断力・指導力が養われる人間形成の場として大きな意義をもっています。本学には、別表のように学術・文化・体育系の200近くの部会やサークルがあります。それぞれの部会やサークルは長い歴史を持つものから、つい最近できたものまで様々ですが、一つの目標に向かって一丸となって日々活動を続けています。あなたも正課授業では得られない何かを手に入れてみませんか。

部会活動は自主的な活動であって、誰からも強制されるものではありません。部会の選択は事前に活動を見学したり、可能であれば体験するなど、自分にふさわしいと思われるところを選んでください。

参加を希望する場合は、部会が作成しているホームページまたは学内掲示等で確認し直接連絡をしてください。希望する部会の連絡先がわからない場合は、学生生活課・たまプラーザ事務課にご相談ください。

公認部会等一覧

(令和3年2月現在)

○体育連合会加入部会 △文化団体連合会加入部会 ☆同好会連合会加入部会

武道・武術系			
合気道部○	居合道部○	空手道部○	弓道部○
剣道部○	柔道部○	少林寺拳法部○	スポーツチャンバラ部○
相撲部○	フェンシング部○	弓道同好会鷹翔会	剣道同好会☆
玄制流武徳会空手道部☆	紫友会空手道部	天通合気道同好会	
格闘技系			
キックボクシング部○	ボクシング部○	レスリング部○(休部)	
陸上競技系			
陸上競技部○	陸上競技同好会		
球技系			
<野球・ソフトボール>			
硬式野球部○	準硬式野球部○	軟式野球部○	ソフトボールサークルBRUTE
Ⅱ部軟式野球部			
<テニス>			
硬式テニス部○	ソフトテニス部○	硬式テニス同好会プレリオ☆	硬式テニス同好会 MORE ☆
硬式テニス同好会 YMCA ☆	硬式庭球同好会リンドバーク	テニス同好会 FIJI ☆	
<サッカー・フットサル>			
蹴球部○	F.C.FLAMINGO	F.C.Pleia	世宇子(ゼウス)
<バスケットボール>			
バスケットボール部○	Ⅱ部バスケットボール部	BIRDS	Lenny dAnce(レニーダンス)
<その他の球技等>			
アルティメット部 TRIUMPH ○	ゴルフ部○	卓球部○	バレーボール部○
ハンドボール部○	ラグビーフットボール部○	ローラーホッケー部○	卓球サークル

アクアティックススポーツ系			
水泳部○	モーターボート水上スキー部○	ライフセービングサークル	
ウィンタースポーツ系			
スキー部○	Hien (ヒエン)		
山岳・アウトドア系			
ワンダーフォーゲル部○	サイクリングサークル/バイクロジ愛好会		
ダンス系			
<ダンス>			
ドリル競技部 SEALS ○	ストリートダンスサークルR.O.G△	ダンスサークル Tresallir	アイドルユニット—麗—
上記以外のスポーツ			
<バドミントン>			
バドミントン部○	バドミントンサークルB-DASH ☆	バドミントンサークルFeatheR	
<室内競技>			
重量学部○			
<射撃>			
射撃部○			
<自動車>			
自動車部○			
<その他>			
鬼ごっこサークル“Run”	スポーツ研究会		
応援活動			
全學応援團 (リーダー部・プラスバンド部・チアリーダー部)			
学術・文化・歴史系			
考古學會△	国際問題研究会△	社会科学研究会△	民俗学研究会△
歴史学研究会△	アゴラ	古代文化研究會	サブカルチャー研究会
史學會	史跡探訪会	児童文化研究会△	城郭研究会
地方史研究会	日本近現代史料研究会	妖怪文化研究会	方言研究会
系圖研究会			
教養系			
英会話研究会△	辯論部△	中国語会話研究会	
文芸系			
<文学>			
児童文学会△	短歌研究会△	文學會(近代日本文学研究会)△	文藝部△
吾妻鏡研究会	王朝文学研究会	近世文学会	源氏物語研究会
新國學研究會	説話研究会	だれでも漢詩を創れる会	平安文藝研究会
平家物語研究会	物語文学研究会	推理小説研究会	百人一首の会
萬葉研究會	中国現代文学研究会		
<書道>			
書道研究會△			
<中國學會>			
礼俗文化研究会	漢代文学研究会	宋代文学研究会	唐代文学研究会
教育系			
教育研究会☆	教材研究サークル たんぽぽ	教師研究サークルCandY	教師ゼミナール
図書館学司書セミナー	法律研究会		

アニメーション・漫画			
アニメーション研究会△	マンガ学研究会☆	漫画研究会☆	
映像・マスコミ系			
映像探訪会△	放送研究会 KBS △	現代視聴覚研究会☆	映画研究同好会
演劇・舞踏系			
演劇研究会△	劇団娥夢△	フラメンコサークル Rojos Pimientos △	奇術研究会エゼクトーレ
伝統文化・伝統芸能系			
観世会△	尺八と箏と三絃の会△	茶道研究会△	青葉雅楽会
表千家茶の湯同好会☆(休部)	雅楽サークル「光華明彩」☆	華道研修會☆	香道部(御家流菊香会)△
金春会	長唄研究会	落語研究会☆	浪曲研究会☆
宝生流能楽研究会	和装サークル「結」		
神道・祭式作法系			
神楽舞サークル みすゞ会	神社信興研究会	瑞玉會	萌黄會
若木睦	禮法研究会☆		
写真・美術系			
写真部△	美術研究会△	写真愛好会☆	
音楽系			
<器楽>			
吹奏楽部○	音楽研究会(インサイド・コンボ)△	音楽遊戲☆	管弦楽団
ギターアンサンブル△	K.M.G ☆	マンドリンクラブ	Music Frontiers
<声楽>			
フォイエール・コール混声合唱団△	ア・カベラサークルびいくる☆		
ボランティア			
キッズボランティアサークルVeck(ベック)	国際協力サークル～優志～	HAYAVUSA	ボランティアサークル Sign
Music Caravan △	特別支援ボランティアサークル Special Needs Education Tama-plaza		
絵本キャラバン			
囲碁・将棋・ゲーム系			
囲碁部△	将棋部△	格闘ゲームの集い	競技かるた同好会☆
アナログゲーム研究会「賽の目」☆	シミュレーションゲーム研究会K.G.M.C ☆	ボードゲーム研究会☆	将棋同好会
若木幻想郷倶楽部	ラブライブ研究会	アイドルマスター研究会	カジュアルゲーム同好会 へうげ☆
ポケモンサークル	カードゲーム研究サークル World Baccard		
科学・環境系			
鐵道研究会☆	天文同好会カノープス	農業サークル 青人草	万葉エコ Bee プロジェクト
ムラのこしサークル KOOGA	森木会		
その他			
企画&イベントサークル Ideed	戦没先輩学生慰霊祭実行委員会	pomme poche (手芸)	オカルト研究会
The Time Traveler	投資研究会 KISHU	野球観戦サークル JAKEYE	ティズニーサークル Happiness
現代服飾研究会 Gekka.			
国際交流・留学生			
留学生会	JUB 國學院		
県人会			
澗川会☆	西日本会		
学内ボランティア			
学生キャリアサポーター	地域ヘルスプロモーション支援学生の会		

クラブサークル情報に関するホームページ ホーム>在学生>学生生活支援>クラブ・サークル

課外活動にあたって

大学において公認部会等の認定及び更新（継続）を受ける際は、申請書類を提出してください。担当窓口は、学生生活課・たまプラーザ事務課です。

公認部会等の認定申請及び更新について

①公認部会等の認定申請

申請期間：6月1日～6月30日（第1回）・10月1日～10月31日（第2回）

申請書類：学生生活課・たまプラーザ事務課で配布

②公認部会等の認定更新

公認部会等の認定を受けた部会は、認定の更新手続きを毎年行う必要があります。

更新締切：毎年5月末日

更新書類：学生生活課・たまプラーザ事務課で配布

施設使用許可願

大学の施設（教室・体育館等）を使用する場合は、「施設使用許可願」を提出してください。

合宿・遠征届

部会・サークル等で合宿や遠征をする場合は、事前に所定の「合宿・遠征届」を提出してください。未提出の場合には、「学生教育研究災害傷害保険」の対象外となり、保険金が支払われません。また、自動車・オートバイを交通手段とすることを禁止しています。公共の交通機関を利用してください。

企画書

公演・発表会・出版・大会・対外試合といった企画を行う場合は、事前に「企画書」を提出してください。

借用願

課外活動で大学の備品を使用する場合は、「借用願」を提出してください。

大会・試合成績報告書

公演・発表会・出版・大会・対外試合等の結果については「大会・試合成績報告書」を提出してください。「学生部長賞」「課外活動奨励・助成金」等の参考資料となりますので、積極的に提出してください。内容に応じて大学ホームページや大学広報誌にも掲載します。

課外活動援助金

合宿・遠征・公演・発表会・出版等を実施する場合は、事前に申請をすることで、大学から援助金が出ます。公認部会を対象に、年間2回申請が可能。

団体割引証

課外活動で指導教員が引率し、8名以上の学生が同じ旅程で行動する場合は、団体割引制度が利用できます（鉄道・航路は5割引、JRバスは2割引）。「合宿・遠征届」にJR旅行窓口等にある「団体旅行申込書」を添えて申し込んでください（無料）。

印刷物配布願

「印刷物配布届」に、見本一部を添えて提出してください。

ポスター掲示願

大学の公認部会等に認定されている部会に限り、所定掲示板に掲示できます。ポスターを持参の上、「掲示願」を提出してください。

部会ホームページリンク願

部会ホームページと大学ホームページとのリンクを希望する場合は「部会ホームページリンク願」を提出してください。ホームページは「國學院大學情報ネットワーク利用規程」の適用に関するガイドラインに準じた内容で作成・運用してください。

課外活動に関する手続き

教室・施設	渋谷キャンパス	たまプラーザキャンパス
部室の鍵 授受	若木会館受付 (休日は警備室)	5号館受付
教室等の使用受付	使用日の1週間前から	(5号館会議室) 1ヶ月単位での申請 (教室) 使用日の1週間前から
体育施設・講堂の使用受付	前月の1日から末日まで	1ヶ月単位での申請(企画等は要相談)

※大学の行事や長期休暇、社会情勢等のため変更になる場合があります。

学生生活課ホームページ ホーム>在学生>学生生活支援

学生部企画【学生生活課・たまプラーザ事務課】

学生部では年間数回、芸術鑑賞・スポーツ大会・各種トラブル対策講座等の企画を実施しています。

(過去に実施した企画)

- ・美術館鑑賞ツアー
- ・食育講演会
- ・学生部長杯スポーツ大会
- ・強化部会応援ツアー
- ・あんしん安全講座 (SNSトラブル対策・カルト宗教対策・悪徳商法対策・女子限定防犯対策)

和装 WEEK・和装 DAY【学生生活課】

「いつもの場所で、日本を着る。」をテーマに、日本文化の発信の一環として、七夕の1日を浴衣で過ごすイベントを実施しています。七夕の日に浴衣を着て、織姫と彦星に願いを届けませんか。男子学生も女子学生も浴衣で涼みながら風流を感じ、日本の夏を楽しみましょう。詳細はホームページに公開しますので、ご確認ください。

(過去に実施した企画)

〈和装 WEEK〉—日本文化に親しむ1週間—

- ・七夕寄席(落語研究会)
- ・七夕演奏会(吹奏楽部、青葉雅楽会)
- ・事前着付け講習会
- ・浴衣販売(生協) など

〈和装 DAY〉—和装で過ごす特別な1日—

- ・七夕特別講義
- ・風鈴絵付け体験
- ・体育連合会主催 縁日 など

〔ボランティア募集〕

学生部では、和装 DAY を運営するにあたって学生のボランティアを募集しています。和装 DAY 企画の提案や告知ポスターのデザイン、当日の運営などに興味のある方は、ぜひ学生生活課窓口までお

申し出ください。

国際交流バスハイク（学生生活課・国際交流課・たまプラーザ事務課）

本学に在学している留学生と日本人学生が、旅先で親睦を深める企画です。日光・箱根・鎌倉・蓼科等の名所旧跡を訪ね、日本の歴史・文化に触れるとともに、グループ別の共同作業に取り組みます。学生時代の楽しい思い出づくりの場として、毎年人気の高い企画です。

学長特別賞・学生部長賞

学生部では、課外活動において各種大会・コンクール等で優秀な成績を収めた体育系、学術・文化系の団体・個人、ならびに社会奉仕・文化活動において優れた実績をあげた団体・個人を表彰する「学生部長賞」を実施しています。年間複数回実施しており、表彰団体・個人には副賞も贈呈しております。さらに、年間の表彰者の中から最も優秀な成果を残した団体・個人を選出し「学長特別賞」として卒業式式典にて表彰しています。

大学から推薦だけでなく公募も実施しております。募集時期になりましたら詳細を掲示・HPでご確認のうえ、奮ってご応募ください。

カルト集団に関する注意（P.114 参照）

カルト集団による事件が時に新聞やテレビのニュースで大きく報道されます。

報道によると、これらの団体は大学の内外でスポーツや音楽のサークルを装って、巧妙な手口で声をかけ、勧誘活動を行っております。

これらの団体から勧誘をうけた場合は、勧誘をきっぱりと断る強い意思を持つと同時に、名前や住所・電話番号などをむやみに教えないように個人情報の管理にも注意してください。

なお、万一このような団体から勧誘活動を受けた場合は学生生活課・たまプラーザ事務課に連絡するか、学生相談室にご相談ください。

若木学友会について

若木学友会とは、学生の自主的な活動を尊重しながら、学生と大学とが協力して、課外活動を支援する組織です。本学の建学の精神に基づき、学生が文化活動、体育活動そのほかの活動を通じて人格の陶冶、健全な身体の発育等、人間性の向上をはかり、もって有用な人材となり、またこれを育成することを目的としています【※「若木学友会会則(抄)」P.137 参照】。

この若木学友会は、学生と教職員からの会費及び教職員・部会指導者等からの協賛金により運営されています。若木学友会を組織する学生団体については、各団体の代表学生と教職員とで構成される運営委員会において、活動内容・実績を検討したうえで年度予算を決定し、各学生団体に援助金を支給しています。

なお、団体に加盟していない部会や個人で活動に励んでいる学生に対しても、その活動実績に応じて援助金を支給しています。援助金申請時期になりましたら詳細を掲示・大学ホームページで確認したうえで、申請手続きをしてください(申請については、次を参照してください)。

援助金申請について

若木学友会では、学生団体非加盟の公認部会等、および個人単位で課外活動を行っている本学学生を対象に、その年度の活動実績に基づき援助金を交付します。所定用紙に活動実績を記入のうえ、所定の期日までに学生生活課・たまプラーザ事務課に提出してください。実績を確認のうえ、援助金を交付します(募集時期：毎年度12月)。

1. 交付対象

- ①学生団体(※1)に非加盟の公認・準公認部会
- ②本学非公認の団体・サークル(※2)
- ③個人単位で課外活動を行っている本学学生

※1 学生団体とは、若木学友会組織図内に明記されている、体育連合会・文化団体連合会・同好会連合会等の団体を指します。

※2 構成員が本学学生のみである団体を対象とし、いわゆるインターカレッジサークルは対象外とします。

2. 募集内容

年度内(4月から翌年3月迄)の活動実績

- 例) 大会・コンテストへの出場(必ずしも入賞している必要はありません)
 発表会・展示会等の行事の開催
 会報等成果物の発刊
 地域活動へのボランティア活動
 その他、定期的な活動等

3. 応募方法

所定用紙を学生生活課・たまプラーザ事務課の窓口で入手し、必要事項を記入し、活動を証明する資料(例：使用施設利用料金の領収書のコピーなど)を添付のうえ、同課窓口へ提出してください。

※学生生活課に口座情報未登録の団体・個人は援助金口座情報も併せて届け出てください。

4. 備 考

- ①援助金額は活動実績を審査のうえ、交付決定時に通知します。
- ②交付時期は3月中旬から下旬です。

若木学友会に関する問い合わせ先：学生生活課

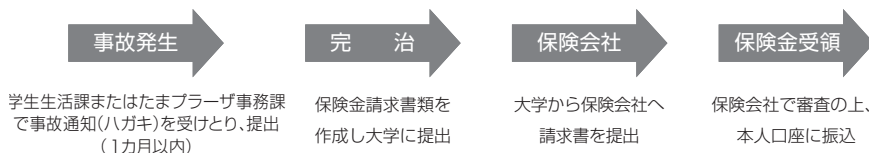
保険制度

〔担当：学生生活課・たまプラーザ事務課・エクステンション事業課〕

学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

正課中・学校行事中および学内・外での課外活動中の災害・傷害及び通学中、学校施設間の移動中に発生した身体の傷害事故に対処するために、本学が保険料を全額負担して全学生（学部・専攻科・別科・大学院・科目等履修生（資格））を対象に「学生教育研究災害傷害保険」（通学特約付帯）に加入しています（疾病は対象外です）。

手続き方法（保険金の請求）



区分 保険金	正課中・学校行事中	通学中・学校施設間移動中	課外活動中
死 亡	2,000万円	1,000万円	
後遺障害	障害の程度により 120万円～3,000万円	障害の程度により60万円～1,500万円	
医 療	治療日数により 3,000円～30万円 (治療日数1日目から対象)	治療日数により 6,000円～30万円 (治療日数4日目から対象)	治療日数により 3万円～30万円 (治療日数14日目から対象)
入院(日)	4,000円		

※本学では、通学中、課外活動中の自動車、バイク、自転車の使用を禁止しています。

詳細は、学生生活課・たまプラーザ事務課にお問い合わせください。

学研災付帯賠償責任保険（略称「学研賠」）（任意加入）

正課・学校行事または課外活動およびその往復、国内でのインターンシップ・介護体験活動・教育実習・ボランティア活動を行う際に、他人に怪我をさせたり、他人の財物を破損したことにより被る法律上の損害賠償を補償するものです。

（Aコース加入例）

対人・対物賠償合わせて 1事故につき1億円限度

保険料 340円(1年間)

詳細は、各種活動担当事務課窓口にお問い合わせください。

学研災付帯学生生活総合保険（任意加入）

安心して学生生活を送るために、さまざまな危険に対する備えを組み合わせた保険です。大学が代理店として責任を持って対応しています。

旅行傷害保険（任意加入）

旅行、ゼミ合宿、サークル活動に対応した各種保険を取り扱っています。大学が代理店として、ご希望に応じた様々なプランをご提案させていただきますので是非ご利用ください。

ご加入・ご相談窓口 エクステンション事業課 03(5466)0396

20歳になったら国民年金 ～学生納付特例制度～（日本年金機構）

国民年金とは、日本国内に住んでいる20歳から60歳までの全ての方が、加入することを義務づけられている公的年金の基礎となるものです。最寄りの市区町村役場の国民年金担当窓口で加入手続きを行ってください。

■学生納付特例制度■

国民年金の保険料を納めることが困難な20歳以上の学生に対し、本人の申請（毎年度）により在学期間中保険料の納付が猶予される制度です。

詳細は市区町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所にご相談ください。

※本学は、学生納付特例代行業務の取扱いは行っておりません。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

厚生施設

叢隠寮

叢隠寮は故折口信夫（釈迦空）博士の別荘であった叢隠居を昭和33年に大学が譲り受け、これを保存するとともに宿泊施設を増築しました。

正面に富士山、近くにはスキで有名な仙石原、一つ食べると寿命が7年延びると言われる温泉卵の大涌谷、箱根駅伝往路ゴール場所である芦ノ湖など見所もたくさんあります。

寮には良質な温泉もあり、四季折々に変化する自然の中にある快適な保養所となっています。平成30年度に全面的な改築工事を行いました。

利用期間	2泊3日を限度
利用料金	3,000円（入湯税を含む）
施設	和室3室（各室定員6名）
住所	神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1245-162
アクセス	<p>《電車利用》</p> <p>JR東海道新幹線「小田原駅」又は小田急線「箱根湯本駅」下車、箱根登山バスに乗りかえ湖尻桃源台行乗車、「姥子温泉入口」下車徒歩5分</p> <p>《バス利用》</p> <p>小田急高速バス、新宿西口発「温泉荘」下車徒歩10分</p> <p>《車利用》</p> <p>東名高速御殿場I.Cより約30分</p> <p>※学生同士での車の利用は認めておりません。</p>
備考	学生については教職員引率時のみ利用可

蓼科寮

白樺湖、蓼科牧場など豊かな自然に恵まれており、ハイキングやスキーなど四季を通じて楽しめる格好の場所となっています。

ゼミナール合宿やご旅行に利用されてはいかがでしょうか？

利用期間	3泊4日を限度
利用料金	2,500円（1泊2食付） *暖房料1泊300円（10/1～5/15）
施設	セミナーハウス・宿泊棟・研修室・集会室
住所	長野県北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野1078
アクセス	<p>《電車利用》</p> <p>JR北陸新幹線「佐久平駅」下車、千曲バス立科町役場行、終点「立科町役場前」下車、たてしなスマイル交通「白樺湖バスステーション行き」に乗り換え「蓼科牧場」下車徒歩5分</p> <p>《車利用》</p> <p>中央高速「諏訪I.C」より約30分</p> <p>*学生同士での車の利用は認めておりません。</p>

厚生寮に関するホームページ
[ホーム](#) > [在学生](#) > [学生生活支援](#) > [厚生寮](#)

学寮常磐木（女子寮）

親元を離れて1人暮らしをする学生が、安心かつ安定した学生生活を送れる環境を提供するとともに、日本人学生と留学生が共に生活することで、刺激し合いながら「異文化を理解した人材」を育成する学寮です。

【概要】

所在地：〒225-0013 神奈川県横浜市青葉区荏田町434-1

交通アクセス：東急田園都市線 江田駅から徒歩8分

通学時間：渋谷キャンパスまで約50分

たまプラーザキャンパスまで約18分

構造・面積：鉄筋コンクリート造5階

入寮定員：1人部屋114名（15.17㎡/室）

管理：管理人夫婦住み込み駐在

セキュリティ：防犯カメラ、二重扉

共用設備：食堂、学修スペース、浴室、シャワールーム、ランドリー室、ミニキッチン、電子レンジ、シューズボックス、集合ポスト、無線LAN（Wi-Fi）

個室設備：ベッド、机、椅子、クローゼット、TVアンテナ端子、Wi-Fi、シューズボックス



【寮費等（参考）】

寮費：70,000円（税込）、食費：18,480円[※]（税込）（土日祝日を除き平日朝夕2食）

※標記の金額は1カ月21日換算の場合の食費になり、月の平日の日数によって食費は変動します。（朝食：330円/夕食：550円）、光熱水費：寮費に含む

【入寮条件】

- ①原則として、1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）以外の自宅外通学の女子学生。ただし、希望者がいる場合はその限りではない。
- ②生命に関わる病気・疾患等がなく、健康な学生。
※1都3県在住の女子学生のうち、通学時間が約2時間を超える学生も入寮対象になります。

【特徴】

- ①学寮メンター（本学専任職員）が、有意義な寮生活ができるようサポートします。
本学の国際交流、学生生活部署の女性職員が、それぞれの分野から寮生の成長を支援します。
- ②RL（Resident・Leader）が、学寮メンターと意志疎通を図りながら寮運営をリードします。
RLとは、親元を離れた寮生が安心して快適な寮生活を送ることができるよう、日々の生活を支援する学生リーダーです。研修を受けた上級生がRLとして寮に居住し、日常生活・勉強や課外活動について、寮生の相談・アドバイス役としてサポートします。
- ③寮で取り組む人材育成
 - ・宗教や文化の異なる交換留学生と共に生活することで、多様な価値観を理解した真にグローバルな人材を育成します。
 - ・経済産業省が提唱する「社会人基礎力」—「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」の3つの力を在学中に身につける礎として、まず本寮では、寮生活を通して、基礎的な生活力の向上を支援します。

学寮まほろば（男子寮）

平成30年4月、東急田園都市線宮崎台駅近くに國學院大學男子寮「学寮 まほろば」が誕生しました。閑静な住宅街の中に位置し、居室の他に共用スペースが多くあるため寮生同士の交流も自然と生まれています。また、寮長・寮母が常駐しているため親元を離れて初めて一人暮らしをする学生の不安を軽減し、寮生活を通じて社会で求められる『社会人基礎力』が身に付きます。

【概要】

所在地：〒216-0033 神奈川県川崎市宮前区宮崎 1-6-15

交通アクセス：東急田園都市線 宮崎台駅から徒歩約5分

通学時間：渋谷キャンパスまで約40分

たまプラーザキャンパスまで約15分

構造・面積：鉄筋コンクリート造4階建

入寮定員：1人部屋72名(8.64㎡/室)

管理：管理人夫婦住み込み駐在

セキュリティ：防犯カメラ、オートロック

共用設備：食堂、シアタールーム、フリースペース、浴室、プライベートシャワー、ランドリー室、キッチンコーナー（IHコンロ）、集合ポスト、屋外物干場

個室設備：ベッド、机、椅子、タンス、エアコン、Wi-Fi、TVアンテナ端子



【寮費等（参考）】

寮費：月額 62,300円～67,300円(朝夕2食付税込)、45,300円～50,300円(食事なし税込)
(日曜日、祝日、夏季5日間、年末年始5日間、年度末7日間、第5土曜日、及び社員研修日は食事提供はありません。)

電気料金：基本料金(858円)＋使用料金

通信設備料：基本料金(3,960円)、水道料金は年間管理費に含む

※その他入寮手続き費用が必要となります。詳細は下記までお問い合わせください。

【入寮条件】

- ①生命に関わる病気・疾患等がなく、健康な学生。
 - ②寮の規則を守り、集団生活であることを意識して行動できる学生。
- ※自宅からの通学時間・距離等の条件は設けておりません。都内・近郊の方でも入寮できます。

【学寮まほろばのお問い合わせ／お申込み先】

株式会社 共立メンテナンス 学生寮事務局 0120-88-1030

詳細はこちら



ボランティアステーション

ボランティアステーションの紹介

ボランティアステーションは主に以下の支援・サポートを行っています。ボランティアに興味がある方、ボランティア活動してみたいという方、気軽に相談にお越しください。

- (1) 國學院大學が企画・運営するボランティア活動への支援
- (2) 学外団体のボランティア情報の発信
- (3) 学内ワークスタディ情報の発信
- (4) その他ボランティア活動にかかわる支援

紹介するボランティア活動内容

- 学内ボランティア：大学が主催・募集をしているボランティア活動です。
- 学外ボランティア：行政やNPO・NGOなど外部団体が主催するボランティア活動です。
- ボランティアサークル：ボランティアに関わる大学公認サークルを紹介します。
- 学内ワークスタディ：大学内における様々な事業やそれに伴うイベント、あるいは授業・学生生活を支援するための補助スタッフとして従事する活動です。

学内ワークスタディ一覧 ※以下は通常期における活動内容となります

学生アドバイザー

主に受験生を対象に、大学の魅力を学生ならではの目線で発信する組織です。オープンキャンパスにおける学生企画の立案・実行をはじめ、さまざまな広報活動を主体的に行っています。

エルダーサポーター

新入生を主な対象として、履修登録の仕方が分からない・学生生活に不安を感じている学生の相談窓口を設けています。履修登録期間中に先輩方が皆さんに近い目線でアドバイスやサポートを行います。

スチューデント・アシスタント (SA)

大人数授業（受講者300人以上）において、担当教員が授業に専念できるように、教材の印刷・配付、出席カードやコメントペーパーの配付・回収・並び替え、機材の接続などのサポートを行います。

学生サポーター

障がい等を有する学生が等しく教育に参加できるよう、授業受講に関する様々なサポートを行います。

内定者アドバイザー

大手優良企業や官公庁から内定を獲得した4年生がその経験を活かして、学生目線で就職活動のサポートを行います。

開室時間

月曜日～金曜日（10：00～18：00）祝日および大学休業日は除く

※ 昼休み 12：50～13：50 は閉室

※ 夏季・冬季・春季休暇期間は、変更がありますので、ホームページでご確認ください。

場 所 百周年記念館1階 学修支援センター

電話番号 03-5466-6744

メールアドレス volunteer@kokugakuin.ac.jp

Twitter https://twitter.com/kokugakuin_volu

アルバイト紹介

アルバイトをする動機は、学業継続のための学費や生活費、クラブ活動資金やレジャー資金の捻出などが大勢を占めています。しかし、専念しすぎて授業を欠席しがちになったり、肉体の酷使と心身の疲労などから、学生の本分である学業に支障をきたすことがあります。ただ単に収入を得ることにとらわれることなく、アルバイト体験から働くことの意義を知ることが大切なことです。

制限職種について

アルバイトには多種多様な職種がありますが、本学で紹介するアルバイトは、「危険を伴うもの、人体に有害なもの、法令に違反するもの、教育的に好ましくないもの」などは除いています。また、就業時間にも制限があり、午後10時までの仕事に限りです。

國學院大學アルバイト紹介ネットワークシステムによる紹介

パソコン・携帯電話から「國學院大学アルバイト情報ネットワークシステム(バイトネット)」(協学生情報センターに業務委託)にアクセスすることで、365日、24時間様々な業種のアルバイト情報を閲覧できます。

【登録方法】 ①学生アルバイト情報ネットワーク(バイトネット)(<https://www.aines.net/kokugakuin/>)にアクセスし、利用登録画面を開きます。

②大学発行のE-mailアドレス(*****@kokugakuin.ac.jp)を登録します。

③IDとパスワードが②で登録したメールアドレスに通知されます。

【利用方法】 ①学生アルバイト情報ネットワーク(バイトネット)(<https://www.aines.net/kokugakuin/>)にアクセスし、IDとパスワードを入力します。

②希望の求人先を探し、求人先へ連絡します。

アルバイト紹介ホームページ

ホーム>在学生>学生生活支援>アルバイト紹介

アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント

- ①アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
- ②バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！
- ③アルバイトでも、残業手当がありません
- ④アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
- ⑤アルバイトでも、仕事へのけがは労災保険が使えます
- ⑥アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません
- ⑦困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を (厚生労働省リーフレットより抜粋)

アルバイトの学生に過酷な働き方をさせる「ブラックバイト」が社会問題化しています。アルバイト先で困ったことがあれば、学生生活課・たまプラーザ事務課・学生相談室に相談してください。(P.117 参照)

学生相談室 —豊かな学生生活を送るために—

学生相談室はみなさんが充実した学生生活を送るために、大学生活の中で出会うさまざまな問題について、一緒に解決を目指します。一人で悩まずに、困った時はどうぞ気軽に訪ねてきてください。

例えば こんな時

- 大学でやりたいことが見つからない
- もっと人と上手に付き合いたい
- 自分に自信がない、自分の事が好きになれない
- 友人や恋人、家族との人間関係で悩んでいる
- 将来何がやりたいかわからない
- 最近眠れないし、やる気も起こらない
- 訳もなく不安、イライラする
- 怪しい団体に勧誘を受けて困っている

利用したい時は

学生相談室を訪ねてください。可能な限りその場で相談に応じますが、原則として相談は予約制となります。電話による申し込みもできます。友人やご家族の方と一緒に来ていただいても構いません。

※詳しい利用方法については、学生相談室のホームページをご覧ください。

- 学生相談室では個人相談以外にも、コミュニケーション・スキル講座やヨガ体験、自己理解のための心理検査（性格検査・職業興味検査）なども行っています。
- カウンセラー（臨床心理士・公認心理師）、精神科医など専門の訓練と経験を積んだスタッフが対応いたします。

個人情報の取扱い（プライバシーポリシー）

相談者の個人情報を、本人の同意なく第三者に提供することはありません。ただし、生命・身体の安全に関わる場合や他人の利益を著しく害する場合などはこの限りではありません。

渋谷学生相談室	若木タワー 3階	TEL.03-5466-0149
	月・火・土	9:00～17:00
	水・木・金	9:00～18:00

たまプラーザ学生相談室 (週2日開室)	1号館 1階	TEL.045-904-7665
	火・木曜日	9:00～16:30

※開室時間や開室日は変更になる場合があります。詳細はホームページでご確認ください。

保健室

保健室では、学生一人ひとりが健康な学生生活を過ごせるように支援しています。

また、怪我や病気で体調を崩した場合に応急手当てを行います。必要な場合には、医療機関を紹介しています。いつでも受診できるように保険証を携帯してください。

学校医や保健師による相談を受け付けています（学校医との相談は予約制）。保健室の利用は無料ですので、お気軽にお越しください。

定期健康診断について

毎年、学校保健安全法に基づいて、全学生を対象とした「定期健康診断」を行い、病気の予防と早期発見に努めています。学内で健康診断を受けられない場合は、外部の医療機関で受診（自己負担）し、結果を保健室に提出してください。

健康診断証明書（有料）について

各種実習・就職活動などで使用される方は、学内の証明書自動発行機または、お近くのコンビニエンスストアにて発行してください。

登校停止感染症について

授業欠席・追試等の手続きの有無に関わらず、インフルエンザなど本学が定める登校停止感染症と診断された方は、保健室に電話で発症報告をしてください。また、医師から登校許可された日から授業に出席してください。本学が定める登校停止感染症や授業欠席・追試等の手続きについては、保健室ホームページで確認してください。

一人暮らしの方へ

急な病気や怪我に備えて、日頃から家族・友人はもちろんのこと、近郊の親戚などにも連絡が取れるようにしておきましょう。また、救急箱の準備（体温計、風邪薬など）や、居住近辺の医療機関も確認しておきましょう。

医療機関の検索について

病院・診療所を案内してくれます。受診の参考にしてください。

- 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」
電話：03-5272-0303
- 横浜市救急医療センター
電話：#7119（又は045-232-7119）

	渋谷キャンパス	たまプラーザキャンパス
開室時間	9:00～18:00（月～土曜日）	9:00～18:00（月・火・木・金曜日） 9:00～16:30（水・土曜日）
場 所	若木タワー3階	1号館1階
電 話	03-5466-0148	045-904-7660

※長期休暇中や行事等の都合により開室日・時間の変更になることがあります。

障がい学生支援について

國學院大學では、障がいなど多様な問題を抱える学生が、充実した学生生活を送ることができるよう、以下の基本方針・ガイドラインに基づき、全学的な支援・サポートを行っています。障がいや病気が理由で学修に悩んでいる方、ひとりで抱え込まずに、まずは各窓口にご相談ください。自分が対象になるのかわからない場合も、まずは気軽に相談に来てください。

（國學院大學 障がい学生支援に関する基本方針）

國學院大學（以下「本学」という。）は、神道精神に基づく人格の陶冶を目的とし、研究教育における基本方針の一つとして「個性と共生の調和」を掲げています。また、本学教職員は人権・人格を相互に尊重することを「倫理と行動の綱領」に定めています。それゆえ本学は、障がいのある学生を含む多様な学生が共に学び合える環境づくりに努めます。とりわけ、本学学生が障がいを理由に修学をあきらめることのないよう、関係する各部署や学部・学科・研究科、及び学外機関等が連携しつつ、対話と相互理解を通じ、障がいの個別的な状況や程度に応じて合理的配慮に基づく支援を行います。

（國學院大學 障がい学生支援に関するガイドライン）

1. 目的

このガイドラインは、國學院大學（以下「本学」という。）が「障害者の権利に関する条約（国際連合）」、「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」に基づき、専任・兼任の教員及び研究員等・専任・嘱託・その他の職員等、本学に就業する全ての教職員（以下「教職員」という。）が障がいを理由とする差別の解消を推進するとともに、障がいの有無に関わらず等しい教育・研究環境の確保に努め、関係する部署、学部・学科・研究科及び学外機関等が連携し、対話と相互理解を通じ、障がいの個別的な状況や程度に応じて合理的配慮に基づく支援（以下「支援」という。）を行うために、本学の「障がい学生支援に関する基本方針」の下に必要な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

(1) 障がい学生

本学に在籍する学部学生、大学院学生、交換留学生、専攻科生、別科生、研究生、特別研究生又は科目等履修生等（以下「学生」という。）であって、「障害者基本法」第2条第1号に規定する障がい者、即ち、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」という。）がある者であり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁

障がい学生にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 不当な差別的取扱い

障がい学生に対して、本学における教育・研究活動等に関して、障がいを理由として不利に取り扱うことをいう。

(4) 合理的配慮（reasonable accommodation）

「障害者の権利に関する条約」第2条における「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう。

3. 支援のための学長及び教職員の責務

(1) 学長の責務

学長は、障がい者差別解消の推進及びそのための環境整備等、全学的な支援を推進するために、具体的な措置を講じるよう努めなければならない。

(2) 教職員の責務

ア 本学の全ての教職員は、障がい学生に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

イ 本学の全ての教職員は、障がい学生との対話と相互理解を通じ、社会的障壁の除去に努めなければならない。その個別的な状況や程度に応じて支援を行う。

ウ 本学の全ての教職員は、「障がい学生支援に関する基本方針」に則り、障がい学生が障がいを理由に教育・研究活動等をあきらめることがないよう、関係する部署、学部・学科・研究科及び学外機関等と連携し、協力して支援に努めなければならない。

エ 本学の全ての教職員は、障がい学生支援を通じてユニバーサルデザイン及び情報アクセシビリティの向上に努めなければならない。

オ 本学の全ての教職員は、障がい学生支援を通じて共生社会の実現に努めなければならない。

4. 支援の手続き

(1) 支援の対象者

支援の対象者は、以下のいずれかに該当する者とする。

① 障がい学生に該当し、本人が現に社会的障壁の除去を必要とし、そのための支援を受けることを希望する者 ② 本学が支援の必要を認めた者

(2) 支援の申請

支援の対象者は、支援の申出にあたって、以下のいずれかに該当するものを提示する。

① 障がい者手帳又は医師の診断書 ② ①に準ずる書類

(3) 支援の提供

本学は、学修支援センター委員会の議を経て、実施に伴う負担が過重でないとする場合は、支援を申し出た者の権利を侵害することにならないよう、支援を提供するものとし、負担が過重であると認める場合は、支援を申し出た者に十分な説明をした上で建設的対話を行うものとする。過重な負担の有無については、以下に掲げる事項が考慮されなければならない。

- ① 本学の教育・研究活動等への影響の程度（単位認定基準及び卒業要件の緩和・変更等の教育・研究に関わる本質的な変更） ② 教育・研究活動等との関連性の程度（教育・研究活動等とは関係のない生活全般にわたる支援に関すること等） ③ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約） ④ 費用・負担の程度 ⑤ 本学の規模、財政・財務状況の程度 ⑥ 本学の事務・事業の規模

5. 支援の範囲

原則として、本学キャンパス内における教育・研究活動等及び本学の提供するキャリア支援を範囲とする。

6. 支援体制の整備

本学は、支援におけるアクセシビリティの向上に努め、相談体制及び支援内容の検討・決定・提供に関する体制の整備を行う。

7. 個人情報保護

支援のなかで知り得た情報は、「学校法人國學院大學個人情報保護に関する規程」及び「國學院大學個人情報の保護に関する規程」により厳重に管理するほか、第三者への開示及び提供は、改正個人情報保護法（平成29年5月30日施行）に定める「要配慮個人情報」に則し、本人の同意を得た上で、必要な手続きをとる。

8. 理解促進

本学は、教職員及び学生に対し、FD（ファカルティ・ディベロップメント）やSD（スタッフ・ディベロップメント）、研修等を通じて障がい学生支援に関する理解促進に努めなければならない。

9. 不服の申立て

本学は、本学の支援に関して、支援を申し出た者又はその関係者から不服の申立てがなされた場合、建設的対話を通じて解決に努めなければならない。

10. 改廃（省略）

※本ガイドラインは、法改正等が生じた場合、年度途中でも変更となる可能性があります。その際は、大学ホームページに公開します。

支援を希望する場合

1. 問い合わせ・相談

支援を希望する学生は、まずは問い合わせ、相談をしてください。

渋谷キャンパス：学修支援センター（教育開発推進機構事務課）

たまプラーザキャンパス：たまプラーザ事務課

大学院：大学院事務課



2. 支援内容の決定

本人を含めた対話を行い、関係機関で協議し、支援内容を決定します。



3. 支援の開始

相談窓口

渋谷キャンパス：学修支援センター（教育開発推進機構事務課）

事務取扱時間：月～金曜日 10:00～12:50、13:50～18:00

場所：渋谷キャンパス百周年記念館1階

電話：03-5466-6744

たまプラーザキャンパス：たまプラーザ事務課

事務取扱時間：月～土曜日 9:00～12:45、13:45～16:40

場所：たまプラーザキャンパス1号館1階

電話：045-904-7700

大学院：大学院事務課

事務取扱時間：月～土曜日 9:00～12:45、13:45～16:40

場所：渋谷キャンパス若木タワー5階

電話：03-5466-0142

※祝日・大学休業日及び夏季・冬季・春季休暇期間は、開室時間が変更されます。各休暇期間開始前に公開される開室表で確認してください。

キャンパスモラルについて

社会生活を営む人々が、快適な生活を送るためには、すべての人が社会的ルール(モラル)を遵守することが必要です。大学内においても、各人が快適な学生生活を過ごせるよう、キャンパスにおけるモラルを守りましょう。

学生証の取り扱いと出席カードリーダーの適正な使用について

学生証は本学の学生であることを証明するものです。

学生証の使用モラルを問うもののひとつに教室に設けられている出席リーダーシステムがあります。

カードリーダーによる出席確認の運用は各担当教員に委ねられていますが、学生ひとりひとりが受講意欲をもって授業に出席してもらうためのサポート・システムにすぎません。

リーダーシステム使用にあたっては、各自の学生証使用責任が問われていることを十分に自覚してください。

※不正な使用が判明した場合、懲戒処分となることもあります。

キャンパス内およびキャンパス周辺での喫煙について

指定された喫煙場所以外、キャンパス内は禁煙となっています。令和2年4月の改正健康増進法全面施行に伴い、学内のみならず周辺地域においても、指定された場所以外での喫煙は禁止されました。本学キャンパスのある渋谷区、横浜市ともポイ捨てを禁ずる条例を制定しています。

喫煙者は社会情勢に鑑みた行動を取るようにしましょう。喫煙者のマナーの悪さが改善されない場合には、「喫煙場所の全面封鎖」に踏み切らざるを得ません。喫煙者はこの現状を十分認識して、周囲に迷惑をかけない喫煙マナーを身につけてください。

〈屋外喫煙場所〉

【渋谷キャンパス】130周年記念5号館と若木会館の間

【たまプラーザキャンパス】中庭(体育館入口横)

自動車・オートバイ・自転車での通学について

自動車・オートバイ・自転車による通学はできません。大学周辺での路上駐車(駐輪)は駐車禁止違反であるだけでなく、近隣住民の方の通行の妨げともなるのでやめましょう。

学内環境の美化について

大学では快適に学生生活を送れるように、学内環境維持と美化に努めています。ジュース・コーヒー等の空き缶は必ず「空き缶入れ」、その他ペットボトルや可燃ゴミ等も分別の指定どおりに捨てましょう。また、施設や備品を壊したり汚したりしないよう心がけてください。清潔で快適なキャンパスで学生生活を過ごせるようにしましょう。

個人情報の更新について

引越しによる住所の変更や、電話番号・メールアドレス等の連絡先に変更が発生した場合には、すぐに学生生活課もしくはたまプラーザ事務課に届けてください。(学生本人及び保証人の住所・電話番号・メールアドレスは、K-SMAPY II より変更が可能です)

選挙人名簿への登録は、住民票がある自治体で行われます。現在居住する選挙区で投票を希望する場合は、引越し先の自治体への住民票の届出が必要です。

登下校時の通学マナーについて

本学は、渋谷・たまプラーザ両キャンパスともに住宅街の中に在ります。近隣住民の方々に迷惑をかけることのないよう、次に挙げるマナーを守って登下校してください。

- ① 道幅が狭いので横並びの歩行はやめ、道路の中央は空けること。
(近隣の方々の通行に支障をきたさないこと)
- ② 早朝・夜間の大きな話し声は控えること。
- ③ 沿道の民家・企業の方々の、出入りの妨げにならぬよう配慮すること。

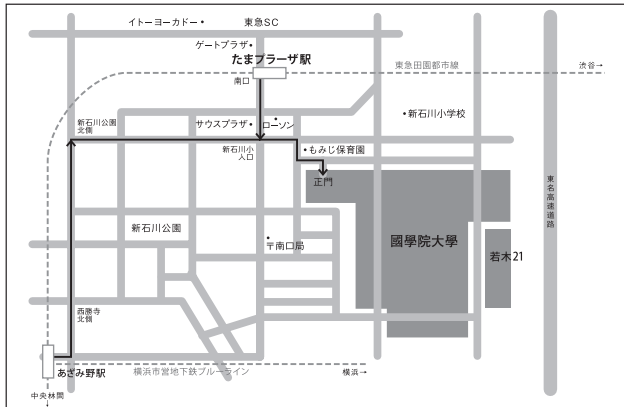
また、両キャンパスともに駅・キャンパス間の通学ルートは複数あります(下図参照)。

例えば渋谷キャンパスへの通学の場合「明治通り」「六本木通り」を利用するなど、分散通学にご協力願います。

渋谷キャンパス 通学ルート



たまプラーザキャンパス 通学ルート



ハラスメントのないキャンパスにするために

大学のすべての構成員は、修学環境、教育・研究・就労環境を良好なものにするために、一人ひとりが互いの人格的尊厳を守らなければなりません。しかし、自分自身の価値観にとらわれすぎた結果、時に、相手の心を傷つけたり、他人に不快な思いをさせたりすることもあります。

國學院大學では、ハラスメントのないキャンパスにするために、規程やガイドラインの制定、相談窓口の設置など体制を整えています。

ハラスメントを起こさないためには、性別、年齢、身体的特徴はもちろん、生育環境や価値観の異なる、多様な人格を持った一人ひとりが、等しく人格的尊厳を持つ者同士として、互いの差異を認め合うことが大切です。

ハラスメントは、誰もが、加害者にも被害者にもなる、決して傍観者ではありえない身近な問題なのです。

目の前の人を大切に思い、ハラスメントを自らの問題として受け止めてください。

ハラスメントだと感じたら、一人で悩まずに相談しましょう。

ハラスメントとは

相手の意に反する発言や行動によって、精神的・身体的に不利益や損害を与えたり、または個人の尊厳・人格を傷つけたりして、良好な教育・研究環境、職場環境等の維持を妨げることをいいます。

ハラスメントは、さまざまな要因が複雑に絡み合って発生します。

個人の尊厳・人格を傷つける社会的に許されない発言や行動は、すべてハラスメントになりますので、次の具体例のような言動に注意してください。

●セクシュアル・ハラスメント

性的な発言や行動によって、教育・研究・職場環境を悪化させたり、相手に不利益や不快感を与えたりすることをいいます。

〔例〕・教員や職員が、学生や部下に対して評価に影響があることをほめかして、交際等を求めること。

- ・相手の望まない誘いをかけること。食事やデートにしつこく誘うこと。
- ・わいせつな写真を見せたり、絵を描いたり、発言したりすること。

●アカデミック・ハラスメント

教育指導・研究活動において、優越的な地位を利用して、他の教員・研究者、学生等の修学・研究や職務上の権利を侵害したり、個人の尊厳もしくは人格を侵害したりする発言や行動をいいます。

〔例〕・教育指導を理由なく拒否して、教育を受ける権利を侵害すること。

- ・常識的に達成不可能な課題を強要すること。さらに、そのことに対して、教育指導を受ける者が不満を述べた場合、または課題が達成できなかった場合に、教育上不当な評価・処遇をすること。
- ・研究発表活動を不当に制限すること。

●パワー・ハラスメント

上位の立場、優越的な地位などの権力を背景に、課外活動や職務関係などにおいて、相手の人格を傷つけたり、職務上の権利を侵害したりする発言や行動をいいます。

〔例〕・課外活動において、上級生、顧問・監督・コーチ等が、常識的に達成不可能な課題を強要すること。さらに、そのことに対して、下級生や選手が不満を述べた場合、または課題が達成できなかった場合に、レギュラーメンバーから外す等の不当な評価・処遇をすること。

●その他のハラスメント

個人の尊厳や人格を否定して、相手や周囲に不利益、不快感、脅威、屈辱感等を与える発言や行動はすべてハラスメントにあたります。

〔例〕・飲酒やお酌を強要すること。

- ・風評（根拠のないうわさ）を流布すること。
- ・相手の個人的属性（性別、性指向、年齢、身体的状況や特性、民族、出身地、思想信条、職業等）について差別的言動をすること。
- ・LINE や Twitter 等に、相手の許可を得ずに写真を掲載したり、相手の氏名等を公表したりすること。

自分が不快に感じたら

- ・相手に、はっきりと自分の意思を伝えましょう。
- ・自分自身を責めたり、我慢することはやめましょう。
- ・いつ、どこで、誰から、どのようなことを言われたり、されたりしたのか、その場には誰がいたかなど、できるだけ詳しく記録を残しましょう。
- ・信頼できる身近な人に相談しましょう。また、大学のハラスメント相談員に相談しましょう。

周りの誰かが不快に感じていると思ったら

- ・一緒にその問題を考えたり、ハラスメント相談員紹介窓口や相談員のところへ付き添って行ったりするなど、その人の力になるよう努めましょう。
- ・状況によっては、注意をしたり、証人となったりするなど、被害を受けている人を支援しましょう。

自分がハラスメントを起こさないために

自分の発言や行動が、相手に不快感を与えたのではないか、相手の拒否のサインを見過ぎてはいないかなどと、思い直してみましょう。

また、この程度のことは許容範囲だ、相手との人間関係は良好だなどという勝手な思い込みを抱き、相手の不快感に気づいていないかもしれません。相手のサインは明確とは限りませんので、常に自分の発言や行動を振り返ることが、「ハラスメントを起こさない」ために重要です。

一人で悩まず、相談を

不快だと感じたら、一人で悩まず、信頼できる人に相談し、解決の糸口を見つけましょう。大学にはハラスメント相談窓口があります。相談者のプライバシーを厳守し、問題解決の方法などについて、相談者の意思を尊重し、慎重に対応しますので、下記の窓口から相談員にご連絡ください。

ハラスメント相談窓口

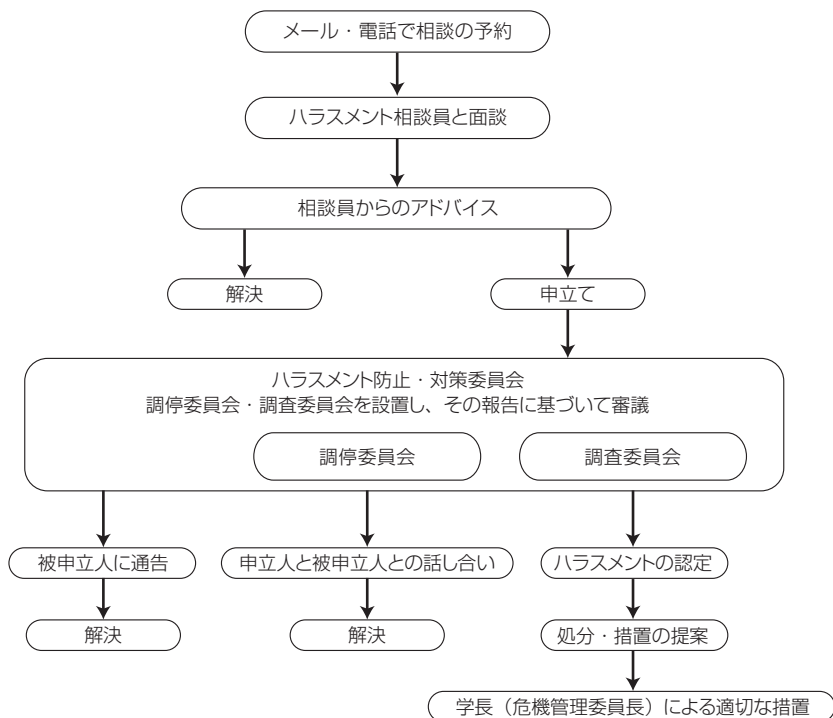
メールアドレス madoguchi@kokugakuin.ac.jp

** 相談員紹介窓口 **

学生生活課：03-5466-0145	教育開発推進機構事務課：03-5466-6744
学生相談室：03-5466-0149	神道研修事務課：03-5466-0155
保健室：03-5466-0148	たまプラーザ事務課：045-904-7700
教務課：03-5466-0135	大学院事務課：03-5466-0142

ガイドラインや規程、相談の流れ、研修等の情報をホームページに掲載していますので、ご活用ください。
ハラスメント防止の取り組み <https://www.kokugakuin.ac.jp/about/efforts/p16>

ハラスメントの相談から解決までの流れ（概略）



通告：防止・対策委員会を通じて、苦情があることを被申立人に通告することで解決を求めるものです。

話し合い（協議・調停）：防止・対策委員会が設置する調停委員会のもと、申立人と被申立人との話し合いによる解決を求めるものです。

ハラスメントの認定（調査と認定）：事実関係の調査と、それに基づくハラスメントの認定によって解決を求めるものです。

一人で悩まず、
相談しよう！



学生生活の安心と安全のために

—こんなことに気をつけよう—

1. 悪徳商法にご用心

若者を狙った悪質商法の手口はますます巧妙になっています。見知らぬ人からの呼び出しや路上アンケート、早急な契約の誘いに安易に応じてはいけません。甘い言葉には十分な注意が必要です。

・キャッチセールス(絵画・旅行・化粧品等)

駅前や繁華街でアンケートを装い声をかけ、事務所などに誘って購入契約をさせる商法です。クレジット契約によって簡単に払えると思いつまみませんが、分割手数料だけでも相当な金額になる場合もあります。

・アポイントセールス / 電話勧誘販売(資格学習教材・アクセサリ・会員権等)

電話で「あなたが特別に選ばれました」などといって販売目的を告げずに会場に呼び出され、長時間説明されて高額な商品の契約をさせられてしまう商法です。相手は勧誘のプロだけに、話を聞いていると相手のペースに巻き込まれてしまいます。

・架空請求

利用した覚えのない架空の有料サイト利用料や債権などを不当に請求する文書がメールなどによって届けられる手法です。有料サイトを見るだけでは住所などは知られません。サイト利用料を正規債権回収業者が取り立てることもありません。個人情報を知らせないためにも、連絡はしないようにしましょう。

・送り付け商法(ネガティブ・オプション)

注文した覚えのない商品を勝手に送り付け、断られなければその人が購入したものと見なして代金を一方的に請求する商法です。商品を受け取らないこと(受取拒否)が一番ですが、受け取ってしまった場合は、返送するか処分可能期間経過後に処分してください。ただし、期間経過前に商品を使用したり消費した場合は購入を承諾したものと見なされますので十分注意してください。

・振り込め詐欺

「振り込め詐欺」については、マスコミでも頻りに新しい手口が報道され被害額も拡大しています。お金を振り込むことは一人で決めずに慎重な行動を心がけてください。また、保護者や祖父母が被害に遭うことのないよう、普段から密に連絡をとっておくようにしてください。

【クーリング・オフ制度(無条件解約)】

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内ならば自由に契約を解除できる制度です。セールスマン等に強引な勧誘を受け、意思の定まらないままに契約をしてしまった場合などに利用できます。

特定商取引法により、クーリング・オフの所定の期間(8日または20日)を経過した場合であっても、事業者がクーリング・オフを妨害するために虚偽の説明や威迫を行なった結果、消費者が誤認または困惑してクーリング・オフを行わなかった場合、その事業者がクーリング・オフができる旨を記載した書面を消費者に改めて交付し、その期日から所定の期間(8日または20日)を経過するまでの間、消費者はクーリング・オフを行うことができます。

相談窓口

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155

かながわ中央消費生活センター 045-311-0999

・マルチ商法（健康食品・化粧品・寝具・洗剤など）

商品を買った人が会員や代理店になり、新たな会員を増やすことによって利益を得ようとする商法です。「いい話がある」、「必ずもうかる」と紹介され、高額な商品を購入させられます。思うように売れない場合には、借金だけが残ることもあります。また連鎖的に取引を拡大させるため知人を勧誘した結果、人間関係を壊してしまうこともあります。

・自己啓発セミナー（自己啓発講座・教材など）

「今の自分をより良く変える」「人生で成功する」などと説き、高額なセミナーの参加料や教材を販売され、受講後は勧誘活動を強いられます。

・資格取得商法（資格講座教材など）

身に覚えのない連絡にあいまいな返事をしたところ、資格取得のための講座や教材、契約書が急に送られてきて契約を強要する商法です。電話による承諾でも契約は成立する場合がありますので、必要がなければはっきりと断りましょう。

マルチ商法には気をつけよう



(作画：漫画研究会)

・投資勧誘について

(FX・バイナリーオプション・仮想通貨)

学内において、「FX・バイナリーオプション・仮想通貨」などの金融商品について、友人から悪質な投資勧誘をされているという事例が多く報告されています。

こうした金融取引について、勧誘されたら断りましょう。また、学内の友人を勧誘するのはやめましょう。「絶対儲かる」などの誇大表現を使うのは違法です。

金融取引自体は違法ではありません。しかし、FXやバイナリーオプションには大きなリスクがあります。金融商品を扱う会社のウェブサイト等の案内には、必ずリスクのリストが掲げられています。

リスクを理解し、コントロールできる自信が無い人は、決して手を出さないようにしましょう。自分の身は自分で守るように、断る勇気を持ちましょう。

【勧誘報告事例】

始めに、「アルバイトより手軽に稼げる」や「絶対に儲かる投資がある」と話を持ち掛けてくるのが手口です。また、「教材費として50万円程かかるが、投資ですぐに返済できる」と強要してきます。さらに、自己資金のない学生には、学生ローンや消費者金融での借入れを指示してきます。

これら勧誘に成功した学生は、報酬として5万円を受け取っています。このような報酬を目的として友人を勧誘することは、人間関係の崩壊を招くことにつながります。

2. 学生ローン・クレジット

学生ローンは、学生証と身分証明書だけで簡単に利用できますが、利息が利息を生んで多額の借金になり学生生活を破綻させることにもなりかねません。またクレジットカードは現金がなくても商品が購入できますが、支払いを先延ばしにしているだけで「借金」をしていることには変わりはありません。利用に当たっては十分注意が必要です。



(作画：漫画研究会)

カルト等の勧誘

3. カルト等の勧誘について

近年、宗教団体に関するトラブルが大きな社会問題になっています。キャンパス内や駅周辺などで宗教団体であることを巧みに隠し声をかけ洗脳し、さまざまな活動をさせられたり、多額の献金を要求されたりするケースもあります。このような誘いには安易に応じず、はっきりと断る勇氣を持ってください。また、名前や住所、電話番号、LINE アカウントなどをむやみに教えないように個人情報の管理にも注意してください。カルト教団の勧誘等で悩んでいる場合は、学生生活課、たまプラーザ事務課、学生相談室に相談してください。

【カルト集団の特徴】

カルトは人権侵害の組織です。組織に依存させて活動させるために、個人の自由を極端に制限しています。

- ①各メンバーの私生活を剥奪（相互監視）
- ②集団活動に埋没させる
- ③メンバー間・外部からの批判を封鎖
- ④組織やリーダーへの絶対服従を強いる

カルトは、こうした人権侵害の正体を隠すためにマインド・コントロールを用いることが多く、一度、取り込まれると抜け出すことは非常に困難です。

4. 薬物・ドラッグに手を出さない

大学生による大麻や覚せい剤等の薬物所持が、新聞やテレビ等でたびたび報道されています。昨今では「合法」「脱法」と称する違法ドラッグが出回っており、社会問題化しています。薬物・ドラッグの所持は法律で禁止されており「重大な犯罪」です。薬物の乱用は精神錯乱や脳障害、幻聴、幻覚、妄想、心身障害のような症状が起き悲惨な結果を招くこととなります。特に、違法ドラッグについては、「合法」「脱法」の言葉に騙されず絶対に近づかないください。本学は法令順守の精神に則り、このような違法行為には厳罰をもって臨みます。

5. 不審な電話に注意

大学関係者の名をかたり「ご子息の携帯電話番号を教えてください」といった内容の電話を自宅にかけ、家人から学生本人の携帯電話番号を聞き取るといった被害が報告されています。大学関係者、知人等の名をかたった不審電話には、一切応答しないようにしてください。



(作画：漫画研究会)

6. インターネットによる被害

近年インターネットの使用が一般的になり、多くの学生が様々な場面で利用していますが、それに伴いネット上のトラブルも増加しています。安易な個人情報の公開や、冗談のつもりで掲示板に書き込んだ情報が、独り歩きをして驚しいやがらせなど思わぬ結果を招いた事例もあります。ネット上の言動には細心の注意を払う必要があります。

7. 海外に渡航する心得

最近、日本人を含む外国人を標的としたテロ、誘拐その他の重大犯罪が多発しています。また地域によっては、新型インフルエンザ等の病気が発生している恐れがあります。観光や研修等で海外に渡航される際は、

- ①外務省の海外安全情報のチェック
- ②家族、知人に旅行日程・連絡先を残し、こまめに連絡する。
- ③日本大使館など現地の緊急連絡先の確認をする
- ④海外旅行保険への加入等を心がけ、安全を確保するようにしてください。

8. 盗難に気をつけて

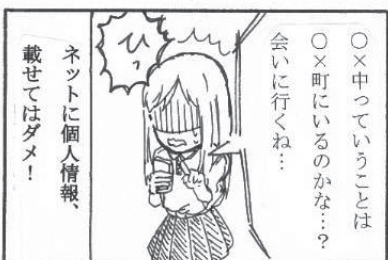
教室や食堂・図書館などにバッグを置いて席を離れたわずかな間に貴重品が抜き取られたり、バッグごと盗られたりするケースが多発しています。現金や貴重品は必ず身につけ、バッグなどを置いたまま席を離れないでください。被害にあった時には、最寄りの警察、学生生活課・たまプラーザ事務課に届出をしてください。

9. 落とし物・忘れ物に注意

最近、教室や食堂・図書館などに落とし物や忘れ物をする学生が増えています。退席の際には必ず持ち物を確認してください。また、持ち物に名前を書いておくと、遺失の際手元に戻る可能性が高くなります。

学内で落とし物や忘れ物を見つけた場合は、学生生活課・たまプラーザ事務課までお届けください。

SNS デビュー



(作画：漫画研究会)

10. アルコールハラスメント

コンパや合宿などで飲酒を強要され、急性アルコール中毒での死亡事故が報道されています。新入生の多くは「未成年」であり、法律により飲酒が禁止されています。飲酒による事故の多くは、「イッキ飲み」に起因しています。飲酒の強要は周りに居合わせた一人ひとりが加害者となり、飲ませた側の責任が大きく問われます。また近年「飲酒運転」による重大事故が大きな社会問題化しています。どちらも重大な「犯罪行為」であることを十分認識してください。

【急性アルコール中毒】

多量のアルコールを短時間で摂取することにより、意識障害や呼吸停止を引き起こし、最悪の場合は命を落とします。

アルコールの分解速度や摂取許容量には大きく個人差があります。自分が大丈夫だからといって、他の人に同じ量の飲酒を強要するのは絶対にやめましょう。

もし、次のような症状が現れた場合には、すぐに救急車を呼んでください。

- ① 意識がない。ゆずっても起きない。
- ② 全身が冷えきっていて震えている。
- ③ 呼吸が浅くて早い、ゆっくりで途切れる。
- ④ 大量の血や、食べ物を吐いている。
- ⑤ 痙攣している。口から泡を吹いている。

救急車を待つ間、必ず誰かが付き添ってください。絶対に、酔っている人を一人にしないでください。寝かせるときは、顔を横向きにして寝かせましょう。

※仰向けで、一人で寝かせておくことが最も危険です(吐いたものが逆流して喉に詰まり、窒息する危険性があります)。

飲酒、ダメ絶対！！



(作画：漫画研究会)

11. アルバイト

アルバイトの学生に過酷な働き方をさせる「ブラックバイト」が社会問題化しています。アルバイト先で困ったことがあれば、学生生活課・たまプラーザ事務課・学生相談室他、下記団体に相談してください。

相談窓口

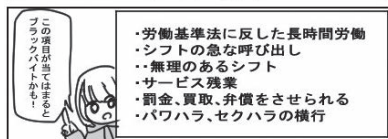
ブラックバイトユニオン

03-6804-7245

E-mail : info@blackarbeit-union.com

(相談無料・秘密厳守)

ブラックバイトにご用心!



(作画: 漫画研究会)

【マイナンバーについて】

平成 28 年 1 月よりマイナンバー制度が始まりました。マイナンバー（個人番号）は、学生の皆さんも含めた、住民票を有する全ての国民一人ひとりに1つの番号を付与して、社会保障・税・災害対策の分野で活用されるものです。

マイナンバーは原則として一生使うものになります。取扱いには十分注意し、紛失したり、不用意に他人に教えたりしないようにしてください。

また、大学から在学学生に対して電話等でマイナンバーの番号及び個人情報を聞くことはありません。「なりすまし」など大学を装った電話等には十分注意してください。

※國學院大學でアルバイトをしている学生の方には、個別にマイナンバーに関するお知らせを行います。

個人情報の保護について

1 大学が行っていること

個人情報保護法は、企業のみならず、NPO や大学も含め個人情報を事業に利用するすべての事業者・団体が、この法律を守り、個人情報の保護に努めることを定めています。

本学も、個人情報を大切に作る仕組みをしっかりと整えています。

みなさんの履修登録や成績管理をはじめとして、さまざまな学生生活のニーズにふさわしいサービスと情報を提供するためには、みなさんの個人情報を提供していただくとともに、本学において、それを適切に管理し、活用することが必要になります。他方で、個人情報を当初の目的とは異なる理由で利用したり、漏えいしたりすることは決してあってはなりません。

そこで、本学は、個人情報の保護が、個人の権利が尊重されるために不可欠であると深く認識し、個人情報の保護に関する法律などの関係法令を遵守し、以下のような対応を行っています。

- (1) 個人情報を取得するときには、どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定し、その利用目的については、あらかじめ公表するか、本人に知らせることとしています。個人情報のうち、本人に対する不当な差別・偏見が生じないように特に配慮を要する情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害情報など）については、「要配慮個人情報」として、取得するときは本人の同意をいただきます。
- (2) 個人情報を利用するときには、利用目的の範囲でしか利用しません。すでに取得している個人情報を、取得したときと異なる目的で利用する際には、本人の同意をお願いしています。
- (3) 個人情報を保管するときには、取得した個人情報の漏えいなどが生じないように、安全に管理しています。個人情報を含む書類の管理は、鍵のかかる引き出しで保管することとし、パソコンの個人情報ファイルにはパスワードを設定するなどの対応をしています。

本学は、教育研究活動及び大学の運営に携わるすべての者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき規程を策定し、個人情報の適正な取扱いの確保のためのすべての取り組みについて、定期的な見直しと継続的な改善に努めています。

個人情報取扱窓口

個人情報の取扱いに関する質問は、下記までお願いします。

【國學院大學 総務部総務課】

電話：03-5466-0111

(午前9時～午後5時 土日・祝日除く)

電子メール：privacy@kokugakuin.ac.jp

以下のページも参考にしてください。

<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/efforts/p17>



2 学生のみなさんが気をつけること

スマホはとても便利です。SNS などを通して、世界中の人々とつながることができ、多くの情報を受け取ることができます。しかし、便利さゆえに、大量の個人情報をうっかり漏らしてしまうことがあるかもしれません。相手は、あなたが情報をしっかり管理してくれると信頼して、提供してくれたはずです。勝手に他人にそれを教えるとは思っていないでしょう。あなたも、自分の個人情報が勝手に利用されればとても不愉快に感じるのではないのでしょうか。さらに全く知らない人に情報が渡り、迷惑に感じることもあるかもしれません。ネット社会の便利さは、同時に、大きな被害をもたらす可能性をはらんでいます。

ここでは、皆さんが大学生活で個人情報を利用する際の注意点を記載しますので、参考にしてください。

(1) 個人情報を「取得」する際の注意点

個人情報は、きちんと本人に確認して取得するようにしてください。その際には、個人情報を何のために利用するのかをしっかりと伝えてください。例えば、サークルやゼミなどで連絡網を作ろうとして個人情報を集める場合は、「名簿を作成し、連絡をとるために利用する」ということを伝えたくて個人情報を集めましょう。また、提供してもらう情報の範囲も必要最小限度にとどめましょう。例えば、住所については、メールアドレスやLINEのIDで十分に連絡が届くのであり、郵送物を届ける必要がない場合には、取得する必要はないでしょう。



講義で作成するレポートにおいて、インタビューした内容を掲載したり、教育実習などで生徒の情報を取得したりする場合があります。そのような場合も、どのような範囲での利用が許されるのかを確認し、本人に必要な同意を取っておくことが大切になります。

(2) 個人情報を「利用」する際の注意点

最初に示した利用目的以外で利用することは慎んでください。例えば、ゼミやサークルの連絡網を作ろうとして集めた個人情報を、ゼミやサークルとは関係のないイベント情報を送るために使ってはいけません。どうしても送りたい場合には、みんなにあらかじめ了解を取り、そのような情報提供についても、お互いに送り合うことがその連絡網の利用として許されることを確認しておいてください。



(3) 個人情報を「保管」する際の注意点

取得した個人情報は、漏えいしたり、なくしたりしないよう、安全に管理しなければなりません。スマホのパスワードは当然ですが、適切な頻度で変更するなどの工夫が必要です。また、PCには最新のウイルス対策ソフトを導入するようにしてください。



(4) 個人情報を「他人に渡す」際の注意点

個人情報を本人以外の第三者に渡す際は、本人の同意が必要です。例えば、集合写真や名簿の写真をSNSにアップすると、他人が見る（取得する）ことができるようになりますので、SNSにアップすることも「他人に渡す」ことになります。同意を得ないで、世界中から見るることができるブログにアップすることは望ましくありません。写真データには、位置情報が含まれている場合もあり、匿名のブログでもあなたや友人の所在が判明してしまうこともありえますので、十分に注意してください。



自分や家族の個人情報が知らないところで自由に使われていたら怖いと感じると思います。ですから、自分以外の他人の個人情報も、自分と同様に大切にするルールを理解しておきましょう。